○日本育英会宿舎規程

昭和36年1月27日 達第335号

改正 平成13年8月14日達第1023号

日本育英会宿舎規程

(目的)

第1条 この規程は、日本育英会(以下「本会」という。)が常時勤務の役員及び職員に貸与する宿舎の維持、管理及び運営に関する事項を定め、その適正化を図り、 役員及び職員の職務能率を向上させ、もつて本会の事業の円滑なる運営に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において次の各号の用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 宿舎 役員,職員及びその家族を居住させるため本会が設置した居住用の家屋 及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設をいい,これらの用 に供する土地を含むものとする。
 - (2) 家族 主として役員又は職員の収入によつて生計を維持する配偶者,子,その 他の親族をいう。

(宿舎の運営に関する諮問機関)

第3条 宿舎の運営に関する事項について必要と認める場合は、福利厚生運営委員会に諮るものとする。

(宿舎の種類)

第4条 宿舎は、役員宿舎及び職員宿舎とする。

(役員宿舎)

第5条 役員宿舎は、住宅の困窮により本会の事務又は事業に支障をきたさないため 役員を居住させる宿舎で有料で貸与する。

(職員宿舎)

第6条 職員宿舎は、住宅の困窮により本会の事務又は事業に支障をきたさないため 職員を居住させる宿舎で有料で貸与する。ただし、本会のその財産の保護及び管理 のため職員を居住させる宿舎については、使用料を免除することができる。

(職員宿舎の種類)

- 第7条 職員宿舎は、家族宿舎及び独身宿舎とする。
- 2 家族宿舎は、扶養家族と同居する職員(6か月以内に結婚する者を含む。)に貸与し、独身宿舎は、扶養家族をもたない職員又は扶養家族と同居しない職員に貸与する。ただし、通勤可能地域内の親許に同居できる独身者には貸与しない。

(職員宿舎の貸与期間)

第8条 職員宿舎の1貸与期間は、貸与の承認をうけた日から起算して家族宿舎にあっては10年以内、独身宿舎にあっては6年以内とする。ただし、宿舎を貸与された

者(以下「被貸与者」という。)がその貸与期間中に同種の他の宿舎へ移転したと きの貸与期間は前の宿舎の貸与期間の残存期間とする。

(職員宿舎貸与選考の機会均等)

第9条 職員宿舎の貸与選考の機会は、この規程及びこれに基づく施行細則の定める ところにより職員に対して等しく与えられる。

(職員宿舎を貸与する者の選考)

第10条 職員宿舎を貸与する者の選考は、その者の貸与を受ける必要事情、家族数、職位、勤続年数、過去の宿舎使用期間等を考慮して施行細則に定める「職員宿舎貸与選考基準」によつて行なう。ただし、転勤者その他特に業務上必要な者又は緊急やむを得ない事情の者については、この基準によらないで優先させる。

(宿舎使用上の義務)

- 第11条 被貸与者(その者が死亡したときは、その時にその者と同居していた者。以下この条において同じ。)は、善良なる管理者の注意をもつて貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。
- 2 施設,工作物等を共同で使用する宿舎の被貸与者は,相互に共同生活の維持に協力しなければならない。
- 3 被貸与者は、その責に帰すべき理由により、その貸与を受けた宿舎を滅失、損傷 又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなけれ ばならない。ただし、その滅失が故意又は重大な過失によらない火災に基づく場合 は、この限りでない。
- 4 被貸与者は、次の行為をしてはならない。
 - (1) 居室の使用権の譲渡、転貸又はこれらに類する行為をすること
 - (2) 本会の承認を受けないで改造、模様替え、その他の工事を行なうこと
 - (3) 本会の承認を受けない者を同居させること
 - (4) みだりに備品などを持ち出すこと
 - (5) 宿舎内での危険物の使用又は他の居住者に危険をおよぼすと思われる行為を すること
 - (6) 騒音など他の居住者に迷惑をおよぼす行為又は共同生活の秩序をみだすおそれのある行為をすること
 - (7) その他前各号に準ずる行為をすること

(宿舎の修繕)

第12条 天災,時の経過,その他被貸与者の責に帰すことができない理由により宿舎 が損傷又は汚損したときは、その修繕に要する費用は本会が負担する。ただし、そ の損傷又は汚損が軽微であるときは、この限りでない。

(入居期限)

第13条 被貸与者は、その承認があつた日から10日以内に入居しなければならない。 ただし、やむを得ない事情があるときは、本会の承認を得て入居期限を延期するこ とができる。 2 被貸与者が,前項の規定による入居期限までに入居しないときは,貸与の承認を 取り消すことがある。

(宿舎の明け渡し)

- 第14条 被貸与者(その者が第2号に該当するときは、その該当することとなつたときにその者と同居していた者)が、次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に定める期間内にその宿舎を明け渡さなければならない。ただし、特別の理由があるときは、施行細則に定める本会の指定する期間引き続き当該宿舎を使用させることができる。
 - (1) 職員でなくなつたとき 20日
 - (2) 死亡したとき 20日
 - (3) 宿舎の貸与期間が満了したとき 期間満了の日
 - (4) 配置転換その他これに類する理由により当該宿舎に居住する必要がなくなつ たとき 20日
 - (5) 当該宿舎の貸与資格を失つたとき 20日
 - (6) 本会において宿舎の廃止又は使用の一時停止の必要が生じ明け渡しを請求されたとき 本会の指定した日
 - (7) 本会において当該宿舎を他の宿舎に変更する必要が生じ明け渡しを請求されたとき 本会の指定した日
 - (8) 第11条の義務に違反し又は宿舎の維持,管理に支障をおよぼすおそれがあると認められたとき 20日

(入居,明け渡しの費用の負担)

第15条 宿舎の入居又は明け渡しに要する費用は、被貸与者の負担とする。ただし、 特別の事情あるときは、この限りでない。

(宿舎の使用料)

- 第16条 宿舎の使用料は、月額によるものとし、国家公務員宿舎の使用料を標準として本会が定める。
- 2 新たに宿舎の貸与を受け、又は明け渡しをした場合におけるその月分の使用料は日割により計算した額とする。
- 3 本会は、毎月被貸与者の給与から使用料に相当する金額を控除する。
- 4 被貸与者が第14条第1号,第2号及び第4号に該当する場合又は休職のため俸給を支給されなくなつた場合においては,その者又は同居者はその該当することとなった日から明け渡しの日までの期間の使用料を毎月その月末までに本会に払い込まなければならない。

(施行に関する細則)

第17条 この規程の施行に関し、必要な事項は、施行細則に定める。

附則

- 1 この規程は、昭和36年1月27日から施行する。
- 2 日本育英会宿舎規程(昭和28年3月25日達第174号)は廃止する。

3 この規程の施行の際現に宿舎の貸与を受けている者は、この規程の施行の日から この規程により新たにその宿舎の貸与を受けたものとみなす。

附則

- 1 この改正規程は、昭和41年12月7日から施行する。
- 2 この改正規程施行の際,現に宿舎の貸与を受けている者の第8条に定める貸与期間については,貸与の承認を受けた日から起算するものとする。

附則

- 1 この改正規程は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 名古屋支所の鳴子宿舎及び大阪支所の香里宿舎についてのこの規程の適用については、なお従前の例による。
- 3 名古屋支所の田代宿舎及び大阪支所のさつき丘宿舎についてのこの規程の適用については、前項に掲げる鳴子宿舎及び香里宿舎の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正規程は、昭和47年5月24日から施行する。
- 2 この改正規程施行の際,現に宿舎の貸与を受けている者については,貸与の承認 を受けた日から適用する。

附則

- この改正規程は、昭和47年11月24日から施行し、昭和47年11月1日から適用する。 附 則 (平成13年8月14日達第1023号)
- この改正規程は、平成13年8月14日より施行する。